



JAバンクえひめは えひめの農業を応援します!

商品名 JA農業おまかせ資金

ご利用
いただける方

- 以下の条件を全て満たす方
- 組合員(正組合員、准組合員)の方、または貸付時までには組合員になれる方
 - 農業を営む方および農業に従事する方
 - 個人の場合、貸付時の年齢が満20歳以上で、最終償還時の年齢が満76歳未満の方
 - 法人または任意団体の場合は、農業を営む法人または個人たる農業者によって組織される任意団体
 - 愛媛県農業信用基金協会の保証が受けられる方
 - その他JAが定める条件を満たしている方

資金用途

- 営農等に必要な次の資金が対象です。
- 農業用建構築物資金
 - 農業用機械器具資金
 - 農地等の取得改良資金
 - 環境整備施設資金
 - 果樹等永年性植物植栽育成資金
 - 家畜等購入育成資金
 - 経営資金(但し、負債整理資金は除く)

借入金額

- 認定農業者個人 : 3,000万円
- 認定農業者以外の個人 : 3,000万円
- 認定農業者法人 : 7,200万円
- 認定農業者以外の法人 : 6,000万円

借入期間

- 【設備資金】
- 12年以内(据置期間1年以内)
- 【運転資金】
- 7年以内(据置期間なし)

借入利率

- 固定金利1.00%
- ※ JAバンク利子補給(農中・信連)がご利用いただけます。

借入方法

- 証書借入とします。

返済方法

- 元利均等返済、もしくは元金均等返済とし、毎月返済方式、年1回、年2回返済方式のいずれかとします。

担保

- 必要に応じて、担保を設定していただけます。

保証人

- 愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
- 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。
- ※個人・法人の場合でも連帯保証人を追加する場合があります。

保証料

- 一括前払いとなります。
- ご融資時に一括して保証料(年0.4%)をお支払いいただきます。

【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例(概算金額)】

※借入期間5年・年2回返済の場合

- 元利均等返済の場合

お借入期間	3年	5年	7年	10年	12年
保証料(円)	7,100	11,100	15,200	21,400	25,500

- 元金均等返済の場合

お借入期間	3年	5年	7年	10年	12年
保証料(円)	7,000	11,000	15,000	21,000	25,000

※JAバンクえひめ農業資金保証料助成がご利用いただけます。

苦情処理措置
および紛争解
決措置の内容

- 苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または当JA(本商品を申し込まれた該当JA)の下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

JA名	担当部署	電話番号
JAうま	金融部 金融企画課	0896-24-3737
JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003
JA西条	金融共済部 資金課	0897-56-1800
JA周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266
JAおちいまばり	本店業務部 信用業務課	0898-34-1817
JA今治立花	金融部 営業課	0898-23-0246
JA松山市	金融推進部	089-946-1611
JAえひめ中央	金融部 信用企画課	089-943-8731
JA愛媛たいき	金融部 資金課	0893-24-4181
JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118
JAひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212
JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111
JA愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273

また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。

- 紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。

愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

その他

- お申込みに際しては、当JAおよび愛媛県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合がございますので、予めご了承ください。
- 印紙税が別途必要となります。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。

平成28年6月1日現在